

# 公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

平成 23 年 12 月 7 日  
農林水産大臣、国土交通大臣

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 7 条第 7 項に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成 22 年 10 月 4 日 農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。）第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめたので、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表する。

## （基本方針）

### 第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、国は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとするを目標とする。

## I 基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

### 1 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容

- ① 「基本方針」の公示（平成 22 年 10 月 4 日）
- ② 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」の設置（平成 22 年 10 月 26 日）  
各省各庁間の円滑な連絡調整、公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を実施した。  
(構成)  
衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、宮内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院
- ③ 副大臣会議の場において、農林水産副大臣から各省副大臣等へ木材利用の積極的な取組を要請した（平成 22 年 11 月 25 日）。
- ④ 間伐材を使用した備品及び消耗品の利用について、林野庁から各省各庁に対し依頼した（平成 23 年 1 月 6 日）。
- ⑤ 各省各庁において、「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」（以下、「各省計画」という。）を策定した（一部、策定作業中）。

#### 参考

各省計画とは、基本方針を踏まえ、国が整備する公共建築物のうち各省各庁の所管に属するものにおける木材の利用の促進が効果的に図られることを旨として、以下の事項について定めたもの。

#### (1) 所管に属する公共建築物における木材の利用の方針

所管に属する公共建築物に求められる機能、各省各庁が所掌する事務又は事業の性質等を勘案し、当該公共建築物の木造化及び内装等の木質化、当該公共建築物における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用並びに木質バイオマスの利用の方針を定める。

#### (2) 所管に属する公共建築物における木材の利用の目標

第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標及び(1)の方針を踏まえ、木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分、利用の促進を図る木製の備品等の種類を明確にするなどにより、可能な限り具体的に記載する。

#### (3) その他各省計画に基づく取組の推進のために必要な事項

各省各庁における各省計画に基づく取組の推進体制等について定める。

各省各庁における各省計画の策定状況（平成 23 年 12 月 6 日現在）

各省各庁	策定年月
衆議院	平成 23 年 9 月
参議院	平成 23 年 9 月
最高裁判所	(策定作業中)
内閣府	平成 23 年 9 月
金融庁	平成 23 年 12 月
宮内庁	平成 23 年 9 月
警察庁	平成 23 年 12 月
公正取引委員会	平成 23 年 9 月
消費者庁	(策定作業中)
総務省	平成 23 年 3 月
法務省	平成 23 年 11 月
外務省	(策定作業中)
財務省	平成 23 年 6 月
文部科学省	平成 23 年 4 月
厚生労働省	平成 23 年 7 月
農林水産省	平成 22 年 12 月
経済産業省	平成 23 年 10 月
国土交通省	平成 23 年 5 月
環境省	平成 23 年 4 月
防衛省	平成 23 年 4 月
人事院	平成 23 年 9 月
会計検査院	平成 23 年 4 月

## 2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

[平成 23 年度現時点までの状況]

国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況については、各省計画が平成 23 年度以降（農林水産省は平成 22 年度以降）を始期としていることから、現時点で平成 23 年度における目標の達成状況を示すことは困難であるが、現時点までの木材の利用状況は、以下のとおりである。

なお、この利用状況は、今後変更もあり得るものである。

## (1) 低層の公共建築物の木造化について

[平成 23 年度に木造化の設計又は工事を予定している主な施設]

- 宮内庁
  - ・ 鴨場養成施設 (場所：千葉県市川市、1 階建て、延面積：約 3 m<sup>2</sup>×9 棟)
- 農林水産省
  - ・ 動物検疫所門司支所鹿児島出張所 隔離畜舎  
(場所：鹿児島県霧島市、1 階建て、延面積：約 81 m<sup>2</sup>)
  - ・ 中越森林管理署 (場所：新潟県南魚沼市、2 階建て、延面積：約 460 m<sup>2</sup>) ほか 1 棟
  - ・ 小出・入広瀬合同森林事務所  
(場所：新潟県魚沼市、1 階建て、延面積：約 39 m<sup>2</sup>) ほか 11 棟
- 国土交通省
  - ・ 境税関支署庁舎増築 (場所：鳥取県境港市、1 階建て、延面積：約 253 m<sup>2</sup>) ほか 1 棟
  - ・ 横浜植物防疫所つくば<sup>ほじょう</sup>圃場 事務検査棟  
(場所：茨城県つくば市、2 階建て、延面積：約 690 m<sup>2</sup>) ほか 2 棟



(完成イメージ)

- ・ 国営アルプスあづみの公園 穂高ゲート  
(場所：長野県安曇野市、1 階建て、延面積：約 256 m<sup>2</sup>) ほか 1 棟
- ・ 国営昭和記念公園 こもれびの里主屋  
(場所：東京都立川市、1 階建て、延面積：約 169 m<sup>2</sup>) ほか 2 棟
- ・ 国営明石海峡公園 神戸地区管理棟  
(場所：兵庫県神戸市、2 階建て、延面積：約 670 m<sup>2</sup>)



(国営アルプスあづみの公園 穂高ゲート)

(国営明石海峡公園 神戸地区管理棟)

(完成イメージ)

- 環境省
  - ・ 十和田八幡平国立公園 休屋集団施設地区博物展示施設  
(場所：青森県十和田市、1階建て、延面積：約800㎡)
  - ・ 中部山岳国立公園 沢渡園地休憩所  
(場所：長野県松本市、1階建て、延面積：約750㎡)
  - ・ 吉野熊野国立公園 吉野山園地公衆トイレ  
(場所：奈良県吉野町、1階建て、延面積：約30㎡) ほか2棟
  - ・ 阿寒国立公園 川湯園地四阿  
(場所：北海道弟子屈町、1階建て、延面積：約9㎡) ほか1棟

## (2) 内装等の木質化について

[平成23年度に内装等の木質化の設計又は工事を予定している主な施設]

- 参議院事務局 (事務局庁舎の内壁)
- 最高裁判所 (裁判所庁舎の内壁)
- 法務省 (地方検察庁庁舎、地方法務局庁舎の内壁、床等)
- 厚生労働省 (国立療養所施設の内壁)
- 防衛省 (宿舎、隊庁舎、広報館、食厨等の内壁、床等)

## (3) 木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用と木質バイオマスの利用について

木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用については、国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものの調達を進めているところであり、一部の省庁では、仕様書に間伐材等の木材を使用したものの調達に考慮することを明記するなど、会議机等の備品及びコピー用紙、フラットファイル、名刺用紙、封筒、印刷物等の消耗品について間伐材等の木材を使用したものの調達に努めている。

また、木質バイオマスを燃料としたボイラー等の導入に努めている。

## 3 その他

### (1) 国における取組

#### ① 「木造計画・設計基準」の制定(平成23年5月10日)

国土交通省では、木造の官庁施設の設計の効率化に資すること等を目的として、耐久性、防耐火、構造計算等の技術的な事項及び標準的な手法を定めた「木造計画・設計基準」を制定した。

あわせて、各省各庁、地方公共団体等における木材利用の取組の一助となるよう、説明会やホームページ等を通じて積極的に本基準の周知を図ることとした。説明会については、平成23年5月から10月にかけて、国土交通省本省及び地方整備局等11ブロックで計16回開催し、各省各庁、地方公共団体等の担当者約1,550名が聴講した。

- ② 「公共建築物を対象とした木材利用のためのガイドライン等」の作成のための検討を開始
- 国土交通省では、地方公共団体と協力<sup>注</sup>して、①の「木造計画・設計基準」で中心的に記述している事務用途の建築物以外の建築物を対象としたガイドラインや整備事例集の作成のための検討に着手した。

注：都道府県、政令指定都市及び官庁営繕部が参加する全国営繕主管課長会議において実施

- ③ 官庁施設における木造耐火建築物の整備手法の検討を開始

国土交通省では、平成12年の建築基準法改正により建設可能となったものの、技術的難易度が高く、建設が進んでいない木造の耐火建築物について、官庁施設の有すべき性能水準を満たしつつ、コスト低減にも配慮しながら、適切に設計、施工する手法等の検討を開始した。

- ④ 木造建築基準の高度化推進事業

国土交通省では、木造3階建ての学校や延べ面積3,000㎡を超える建築物に関し、火災時の安全性が確保される基準の整備に向け、実証実験の実施等による木材の耐火性等に関する研究を開始した。

- ⑤ 先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物の整備に対する補助事業

国土交通省では、構造・防火面における先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物等の整備に対する補助制度により、これまでに、病院、特別養護老人ホーム、保育所等の公共建築物を含む木造建築物等の整備を支援した。

- ⑥ 公立学校施設の整備における木材利用の促進の取組

文部科学省では、環境を考慮した学校施設（エコスクール）として認定を受ける場合や、地域材を活用して木造施設を整備する場合、国庫補助単価の加算措置を実施した。

また、木材利用の取組の一助となるよう、都道府県、市町村担当者、学校関係者、設計者等を対象にした講習会を開催した。

- ⑦ 低コストで合理的な木造公共建築物の整備等に対する補助事業

林野庁では、地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の工事費等に対する支援、設計段階からの技術支援、整備資金の借入れに係る利子助成を実施した。

- ⑧ 木材の適切な供給の確保に関する取組

林野庁では、林業の生産性の向上に向けて、施業を集約化し、計画的に搬出間伐を行う者に対し支援を行う森林管理・環境保全直接支払制度を導入したほか、丈夫で簡易な林業専用道の整備等を実施した。

また、原木の安定供給体制を構築するため、地域における取組への直接支援、集成材工

場や工務店と連携した部材の共通化など木材産業の活性化への支援、地域材の差別化・信頼性向上を図るため、木材のトレーサビリティ制度（合法性、伐採地等の表示）に係る実証などの支援を行った。

なお、法に基づく木材製造高度化計画の認定者は現在のところ実績はないが、本年度から計画の認定を受けた事業実施主体に対し、交付金配分の順位を高めるポイントを加算した。

#### ⑨ 法の周知徹底

林野庁では、法の周知徹底を図るため、平成22年6月から平成23年10月にかけて都道府県、市町村担当者や建築関係者等を対象にした説明会やフォーラム等を88回開催・参加し、約7,800名の参加者が聴講した。また、雑誌等20誌への投稿などを通じた法の周知徹底を実施した。

#### ⑩ 公共建築物における木材利用の情報提供を行うためのホームページを開設

- ・林野庁：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html>
- ・国土交通省：[http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai\\_index.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_index.html)

なお、平成22年度（法律施行前）における公共建築物の木造化等の事例は、参考1のとおりである。

## (2) 地方公共団体等における取組

〔地方公共団体の方針策定状況〕

法第4条において、「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされている。

また、法第8条では、「都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「都道府県方針」という。）を定めることができる。」としている。

さらに、法第9条では、「市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「市町村方針」という。）を定めることができる。」としている。

これまでの都道府県及び市町村方針の策定状況は、以下のとおりである（平成23年12月1日現在）。

(都道府県方針を策定済み：35 都道府県)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(市町村方針を策定済み：81 市町村)

〈北海道〉釧路市、厚沢部町、鷹栖町、当麻町、枝幸町、豊富町、滝上町、白老町、更別村  
〈秋田県〉小坂町、藤里町、三種町、八峰町、五城目町  
〈山形県〉山形市、南陽市  
〈埼玉県〉秩父市、ときがわ町  
〈富山県〉高岡市、小矢部市、南砺市  
〈石川県〉小松市、加賀市、能美市  
〈山梨県〉南アルプス市  
〈長野県〉長野市、松本市、中野市、飯山市、塩尻市、東御市、立科町、南箕輪村、宮田村、喬木村、南木曾町、王滝村、木曾町、野沢温泉村、小川村  
〈静岡県〉浜松市  
〈三重県〉亀山市、熊野市  
〈京都府〉長岡京市  
〈鳥取県〉三朝町、湯梨浜町、北栄町  
〈島根県〉浜田市、江津市  
〈岡山県〉岡山市、新見市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、西粟倉村、美咲町、吉備中央町  
〈徳島県〉美馬市、三好市、勝浦町、牟岐町、美波町、つるぎ町  
〈愛媛県〉久万高原町  
〈高知県〉馬路村  
〈長崎県〉対馬市  
〈熊本県〉宇土市、阿蘇市、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、多良木町  
〈宮崎県〉日南市、日向市、三股町、椎葉村、日之影町  
〈鹿児島県〉東串良町

なお、平成 22 年度（法律施行前）における公共建築物の木造化等の事例は、参考 2 のとおりである。

## II 実施状況を踏まえて講ずべき措置

### (1) 国が講ずべき措置

各省各庁においては、各省計画の計画期間を平成 23 年度以降としていることから、平成 23 年度の木材利用の取組状況を的確に把握・分析し、解決すべき課題について検討を行い



つつ積極的な取組を進めて行く必要があるが、これまでの実施状況を踏まえ、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資するよう講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- ① 各省計画が未策定の各省各庁は、速やかにその策定を行う。
- ② 各省各庁は、各省計画に従って木造化等の公共建築物における木材の利用を推進する。  
また、農林水産省及び国土交通省は、木造化等の取組が確実に実施されるよう、施設整備主体への新たな取組事例などの情報提供を行う。
- ③ 各省各庁における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達について、木製品の対象となる製品の情報が少ないことから、農林水産省は、各省各庁に対し各種資料の提供など積極的な情報提供に努める。

## (2) 国が地方公共団体等に対して講ずべき措置

地方公共団体等における取組状況を踏まえ、国が地方公共団体や関係業界団体等に対して講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- ① 都道府県方針、市町村方針については、より多くの地方公共団体が方針を策定するよう積極的に働きかける。特に、市町村方針については、林業関係の専門性を有した職員が少ない場合も多いことから市町村において方針が策定されるよう木材利用に関する疑問点等についてアドバイスを行う。
- ② 地方公共団体のニーズ等を把握し、公共建築物の木造化に向けた取組が効率的に進められるよう、技術支援等の必要な情報を提供する。
- ③ 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の整備主体に対し、木材の利用について積極的な働きかけを行う。
- ④ 公共施設の整備を行っている関係業界団体等の掘り起こしを行い、各種説明会や会議等の場を通じて法に関する取組を周知徹底する。
- ⑤ 間伐材等の木材を使用した備品及び消耗品などの調達について、地方公共団体等に対し、積極的な調達に努めるよう働きかけを行う。

**参考 1** 平成 22 年度 国において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例

(※ 他省庁の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

(1) 木造化

- 京都御苑 (環境省) ※



(児童公園休憩所)

- 日光国立公園 (環境省)



(那須平成の森フィールドセンター)

- 利尻礼文サロベツ国立公園 (環境省)



(円山園地ビジターセンター)

○ 史跡水池土器製作遺跡公園（国土交通省）



(公衆トイレ)

○ 上信越高原国立公園（環境省）



(志賀山周回線歩道公衆トイレ)

○ 熊本森林管理署（林野庁）



(外観)



(事務室)

○ 岐阜森林管理署（林野庁）



(外観)



(事務室)

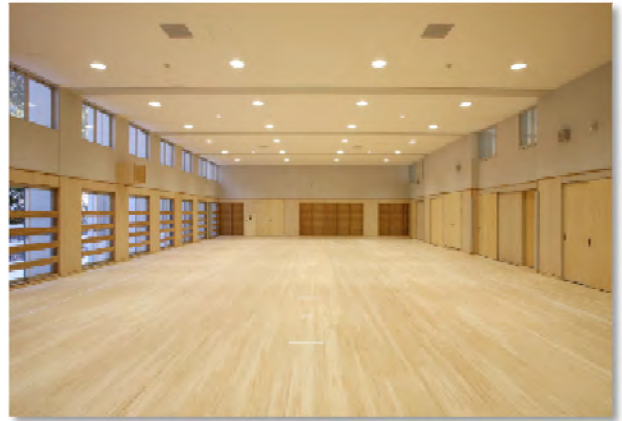
## (2) 内装の木質化

- 宮内庁京都事務所（宮内庁）※



(会議室)

- 滋賀県警察学校（警察庁）※



(剣道場)

- 富士法務総合庁舎（法務省）※



(階段室)

- 経済産業省総合庁舎（経済産業省）※



(本館講堂)

- 高知よさこい<sup>さいと</sup>咲都合同庁舎（国土交通省）



(アプローチ広場)

- 国営みちのく杜湖畔公園（国土交通省）



(知恵体験舎)

**参考2** 平成22年度 地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例  
(平成23年度優良木造施設コンクール(木材利用推進中央協議会主催)の受賞施設から)

- 亀山市立関中学校 (農林水産大臣賞)
  - ・ 施主：亀山市 (三重県亀山市)
  - ・ 特徴：中庭空間を「街道」に模して配置。地域のスギを長大丸太柱・壁に使用。



- 雲の上のギャラリー (林野庁長官賞)
  - ・ 施主：梶原町 (高知県梶原町)
  - ・ 特徴：伝統的木材表現をモチーフとしたブリッジ部。木材は町内 FSC 認証林から搬出。



- 中土佐町立久礼中学校 (林野庁長官賞)
  - ・ 施主：中土佐町 (高知県中土佐町)
  - ・ 特徴：体育館天井は、集成材を編んだ構法。「四万十ヒノキ」のブランド化に取り組む地域が連携し建設。



- 酒田特別支援学校（木材利用推進中央協議会会長賞）
  - ・ 施主：山形県（山形県山形市）
  - ・ 特徴：可能な限り県産木材を利用。地域の連携により建設。



- 鹿角市定期市場（木材利用推進中央協議会会長賞）
  - ・ 施主：鹿角市（秋田県鹿角市）
  - ・ 特徴：雁木の懐かしい街並みを再現。街並みと違和感のない、雨天・降雪時でも歩きやすい施設として好評。



◇ 民間事業者による公共建築物等の木造化に取り組む新たな事例  
 （平成23年度優良木造施設コンクール（木材利用推進中央協議会主催）の受賞施設から）

- サテライト型特別養護老人ホーム「あやめ荘」（林野庁長官賞）
  - ・ 施主：社会福祉法人北条福祉会（愛媛県松山市）
  - ・ 特徴：木組架構が露出する構造。県産木材等を活用し、在来軸組工法で建設。



○ 和田保育園（林野庁長官賞）

- ・ 施主：社会福祉法人和田保育園（富山県高岡市）
- ・ 特徴：保育園関係者と保護者の要望により、木造で改築。技術的対応により在来軸組工法で設計。



○ みどりの杜病院（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：公立八女総合病院企業団（福岡県八女市）
- ・ 特徴：構造材はもとより、内装においても床、壁、ラウンジや廊下の天井などふんだんに木材を使用。



○ 宮崎空港旅客ターミナルビル保安検査場（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・ 施主：宮崎空港ビル（株）（宮崎県宮崎市）
- ・ 特徴：使用した<sup>おび</sup>飫肥杉（樹齢 80～100 年）は西都市の山から伐採。保安検査場における乗降客のストレスを内装木質化によって軽減。



- コープさっぽろ西宮の沢店（木材利用推進中央協議会会長賞）
  - ・ 施主：生活協同組合コープさっぽろ（北海道札幌市）
  - ・ 特徴：道内の木材（カラマツなど）を使用。「地域交流室」を設け、木育イベント等に活用。



（注）当該施設は、商業施設における木材利用の事例として紹介。